

## 屋外広告物に関する報告について

### 1 改正の趣旨

近年、適切に管理されていない屋外広告物が各地で見受けられ、そのような広告物が落下する事故が相次いで発生していることから、広告物の安全性の確保をより一層図るため、「北海道屋外広告物条例」等を一部改正した。

### 2 改正の内容

#### (1) 点検義務の明確化（条例第 12 条の 2 第 1 項：新設）

行為者等は、広告物又は掲出物件の損傷、腐食その他の劣化の状況を定期的に点検しなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件はこの限りでない。

##### ○ 点検を要しない広告物等

- ・ 移動広告物（広告車）
- ・ 簡易広告物（はり紙、はり札、立看板、アドバルーン広告物、広告幕 広告網、のぼり 旗、電柱広告物）

#### (2) 有資格者による点検（条例第 12 条の 2 第 2 項：新設）

一定規模の広告物又は提出物件については、屋外広告士又はこれと同等以上の知識を有する者に点検を行わなければならない。

##### ○ 有資格者による点検を要するもの

許可を受けた固定広告物（壁面広告物については、壁面に取り付けられたもの及び壁面から突き出して装置されたものに限る。）で、表示面積が 10 m<sup>2</sup>を超えるものに係る点検

##### ○ 有資格者の種類

- ・ 屋外広告士
- ・ 広告美術仕上げ 1 級合格者
- ・ 1・2 級建築士で屋外広告物講習会修了者
- ・ ネオン工事に係る特種電気工事資格者で屋外広告物講習会修了者
- ・ 第 1～3 種電気主任技術者免状取得者で屋外広告物講習会修了者
- ・ 点検技能講習会修了者で屋外広告物講習会修了者

※ 屋外広告業に従事する者で屋外広告物講習会修了者（令和 4 年 3 月 31 日までの経過措置）

#### (3) 点検結果の報告（条例第 12 条の 2 第 3 項：新設）

出願者は、継続許可の申請を行う場合には、併せて点検の結果を知事に報告しなければならない。

### 3 施行日

平成 31 年 4 月 1 日施行。

ただし、有資格者による点検は、令和元年 7 月 1 日、点検結果の報告は、令和元年 10 月 1 日施行。